

感染症の感染拡大防止について

○公売開札会場の席数について

感染症の拡大防止の観点から立ち会い席の間隔をあけるなどの調整を行っております。

立ち会いをご希望される場合、**入札者又はその代理人の方のみ**の立ち会いにご協力をお願いします。また、ご希望の公売物件の開札を確認されまし**たら早期退席（15分以内を目安）**をお願いします。

○公売開札会場におけるマスクの着用のお願いについて

公売開札会場では、感染症の感染拡大防止の観点から、公売参加者の皆様の健康と安全を考慮し、職員の手洗い、うがい、マスクの着用を励行しております。

来場を予定されている皆様におかれましても、手洗い、マスクの着用などの感染予防をお願いします。また会場入場時には検温を実施いたします。

なお、ご体調のすぐれない方の入場は自粛していただきますようお願い申し上げます。

公売会場には、アルコール消毒液を設置しておりますので、ご利用ください。

○入札結果について

入札結果等につきましては、国税庁ホームページ「公売情報」の「入札結果一覧」をご覧ください。

「入札結果一覧」の発表は、令和2年11月19日(木)となります。

なお、電話でのお問い合わせは、開札日（令和2年11月17日(火)）の16時から受け付けています。

※ 入札書は、公売財産等の詳細情報画面からダウンロードすることができます。

※ 入札書等の送付先は、公売財産等の詳細情報画面の「■公売財産に関するお問い合わせ先」をご覧ください。

期間入札による公売参加の手引

I 期間入札（入札書の提出は郵送に限る。）の方法による公売

この制度は、公売に当たり東京国税局において一定の入札期間を定め、その期間内に郵送のみにより入札を受け付け、開札期日に開札を行って最高価申込者等を決定の上、売却するというものです。

II 公売公告から入札までの手続

1 公売公告

公売公告には、公売の条件（公売の開始及び締切の日時、開札の日時及び場所、買受代金の納付期限、追加入札の条件等）や公売財産の内容（名称、状況等の他公売保証金の金額等）が記載されており、東京国税局の掲示板等に掲示します。また、「国税庁ホームページ」の「公売情報」にも公売の条件や公売財産の内容を公売公告日に掲載します（公売公告日は、「公売等のスケジュール」を参照してください。）。

2 入札期間及び入札書提出方法

入札期間は、公売公告に記載された期間（必着）とし、入札書の提出方法は郵送によります。なお、入札期間は、「期間入札（入札書の提出は郵送に限る。）による公売のご案内」や「国税庁ホームページ」の「公売情報」にも掲載しています。

入札期間を経過した後に提出（配達）された入札書はすべて無効となりますので、入札書の提出に当たっては、所要の日数を見込んだ上で郵送（期間内必着）してください。

3 入札までの手続

- (1) 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、登記登録制度のあるものについては、関係公簿を閲覧してください。
- (2) 入札書の提出前に公売保証金の納付をしなければなりません（必ず入札期間内に納付してください。）。

公売保証金の納付の方法は、以下のとおりです。

イ 公売保証金の金額を、指定した預金口座に振り込む方法により納付してください。

指定した預金口座（振込先）は、「公売保証金の振込みについての注意事項」を参照してください。

振込みに当たっては、1区分（売却区分）ごとに「電信」扱いで振り込み、また振込人（入札者）の氏名（名称）の前に、その売却区分番号を必ず記載してください。

なお、振込手数料は振込人（入札者）の負担となります。

ロ 公売保証金振込通知書兼払渡請求書の太い枠内を必ず記載するとともに、振込みを依頼した金融機関から交付された「振込金受領書（原本）」を、公売保証金振込通知書兼払渡請求書の所定の位置に貼付してください。

公売保証金の入金の確認後、領収証書を郵送いたします。

入札期間内に公売保証金の入金が確認できない場合、入札は無効となります。

(3) 入札に当たっては、入札書、共同入札用入札書・共同入札代表者の届出書（共同入札の場合）、公売保証金振込通知書兼払渡請求書、公売保証金の充当申出書、買受適格証明書（提出を要する場合）、委任状（代理人が入札手続を行う場合）、入札書提出用封筒（内封筒）及び郵送用封筒を用意してください。

当該書類（買受適格証明書を除く。）は、本書に様式を掲載しておりますが、国税庁ホームページの「公売情報」からダウンロードすることもできますのでご活用ください。

(4) 入札書等の住所（所在地）及び氏名（名称）欄には、入札者が個人であれば住民登録上の住所及び氏名を、法人であれば登記上の所在地及び名称を記載してください。

字体は鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。

書き損じたときは、新たな入札書等を使用してください。

入札書等の記載に不備がある場合には入札を取り消します。入札価額等に誤りがないことを必ず確認してください。

(5) 入札書（共同入札の場合は共同入札用入札書）は、入札書提出用封筒に入れてください。

封筒には、必ず売却区分番号及び開札日時を記載してください。

なお、入札書提出用封筒に封入する入札書（共同入札の場合は共同入札用入札書）は1区分（売却区分）のみですので、複数の区分（売却区分）を入札される場合は、区分ごとの入札書提出用封筒が必要となります。

入札書提出用封筒には、入札書（共同入札の場合は共同入札用入札書）以外の書類を絶対に同封しないでください。

(6) 郵送による入札書の提出に当たっては、郵送用封筒に入札書提出用封筒（入札書（共同入札の場合は共同入札用入札書）を封入したもの）、共同入札代表者の届出書（共同入札の場合）、公売保証金振込通知書兼払渡請求書、公売保証金の充当申出書、委任状（代理人が入札手続を行う場合）及び買受適格証明書（提出を要する場合）等の必要書類を同封してください。

入札書提出用封筒受領証が必要な方は、氏名（名称）及び送付先を記載した返信用封筒に84円切手を貼付の上同封してください。

郵送された書類を確認した後、入札書提出用封筒受領証を郵送します。

なお、**入札書の受領等に関する電話での問い合わせには応じておりません。**

(7) **一度提出された入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更又は取消しすることはできません。**

同一人が、同一の区分（売却区分）について、2枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効となります。

4 買受人の制限

次に該当する者は、公売財産を買い受けることはできません。

- (1) 滞納者等、国税徴収法第 92 条（買受人の制限）の規定に該当する者
- (2) 公売による売却の実施を妨げる行為をした者等、国税徴収法第 108 条（公売実施の適正化のための措置）の規定に該当する者
- (3) 公売財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格を有しない者

III 開札期日から権利移転までの手続

1 開札期日及び開札の方法

開札は、公売公告に記載された期日（時間）及び場所において、入札者の面前で行います。

ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

2 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定の方法

- (1) 最高価申込者の決定は、開札日において、公売財産の区分（売却区分）ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高の価額の入札者に対して行います。

開札の結果、最高の価額の入札者が 2 人以上いる場合には、その入札者の間で期間入札による方法で追加入札を行います。

なお、追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。

- (2) 国税徴収法第 104 条の 2 に規定する次順位買受申込者に該当する入札者から、次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者と決定します。

次順位買受申込者の決定は、入札価額が最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるものに限る。）で入札し、次順位による買受け申込みをした入札者に対し、開札の場所において直ちに行います。

最高価申込者への売却決定を取り消したとき等（最高価申込者が買受代金納付期限までに買受代金を納付しなかったとき等）に、次順位買受申込者への売却決定を行います。

なお、次順位による買受け申込みは取り消すことができません。

3 最高価申込者及び次順位買受申込者への通知

最高価申込者及び次順位買受申込者に対しては、最高価申込者及び次順位買受申込者の決定後、速やかに通知します。

4 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が2名以上いる場合は、その入札者の間で期間入札による追加入札を行います。

追加入札の日程については、「期間入札（入札書の提出は郵送に限る。）による公売のご案内」を参照してください。

- (1) 追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。
- (2) 追加入札をすべき者が入札をしなかった場合、又は追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その事実があった後2年間は公売の場所に入ることを制限し、入札させないことがあります。

5 公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に記載された金融機関に振り込む方法により返還します。

次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後に、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に記載された金融機関の口座に振り込む方法により返還します。

公売保証金の返還は、開札終了後（次順位買受申込者が納付した公売保証金は最高価申込者の買受代金納付後）、3週間程度かかる場合があります。

6 売却決定

売却決定は、公売公告に記載された日時に、最高価申込者に対して行います。

なお、次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

7 買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告に記載された納付期限までに買受代金から公売保証金を控除した金額を、指定した預金口座に1区分ごとに**「電信」扱いで、振込み**してください。

指定した預金口座（振込先）は、「**公売保証金の振込みについての注意事項**」を参照してください。

また、振込人（買受人）の氏名（名称）の前に、その売却区分番号を必ず記載してください。振込手数料は振込人（買受人）の負担となります。

8 買受代金の納付の効果

買受人は、買受代金の全額を納付したときに公売財産の権利を取得します。

ただし、所有権移転について都道府県知事又は農業委員会の許可を要する農地等のように、法令の規定等により認可又は登録を要するものについては、関係機関の認可又は登録がなければ権利移転の効果は生じません。

また、買受代金の全額を納付した後に生じた財産のき損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うこととなります。

9 公売財産の引渡しの方法

公売財産が不動産である場合には、国は引渡しの義務は負いません。

また、土地の境界については隣接地所有者、接面道路（私道）の利用については道路所有者と協議してください。

10 公売財産の権利移転手続

(1) 不動産等

権利移転の登記又は登録を請求することのできる財産（不動産等）は、買受人の請求により東京国税局において関係機関に対し、その登記又は登録の嘱託を行うこととされていますから、買受人は、買受代金の全額を納付した場合には、速やかに権利移転の登記又は登録の請求をしてください。

所有権移転について、農地法その他法令の規定等により関係官庁又は特定の者の許可、承認等を必要とする場合は、所有権移転手続に際して、その証明書等の提出又は提示が必要となります。

なお、公売財産の権利移転手続に必要な登録免許税、郵送料等は買受人の負担となります。

(2) ゴルフ会員権及びリゾートクラブ会員権の権利移転手続

イ 経営会社等の譲渡承認等が得られない場合には、その売却決定を取り消し、買受代金を返還します。ただし、名義変更などの請求手続を、正当な理由なく、1年以上行わなかった場合などにおいては、この限りではありません。

ロ 買受人は、買受代金納付後、速やかに権利移転に伴う名義書換手続等を行ってください。

この場合における名義書換手数料及び名義書換時の追加預託金は、買受人の負担となります。

ハ 買受人は、年会費等会員が負担すべき費用のうち未納となっている費用の支払義務を承継することがあります。

IV その他

1 売却決定等の取消し

次に該当する場合には、売却決定等が取り消されます。

- (1) 買受代金全額が納付される前に、公売財産に係る滞納国税の完納の事実が証明されたとき。
- (2) 買受人が買受代金の全額をその納付期限までに納付しないとき。
- (3) 国税徴収法第108条第2項（公売実施の適正化のための措置）の規定が適用された場合。

2 買受申込等の取消し

買受申込者に対し売却決定が行われた後等であっても、法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止がされる場合があります。この場合において、最高価申込者及び次順位買受申込者は、買受申込等の取消しを行うことができます。

3 公売保証金の国庫帰属等

買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合には、その者の納付した公売保証金は、その公売に係る国税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。

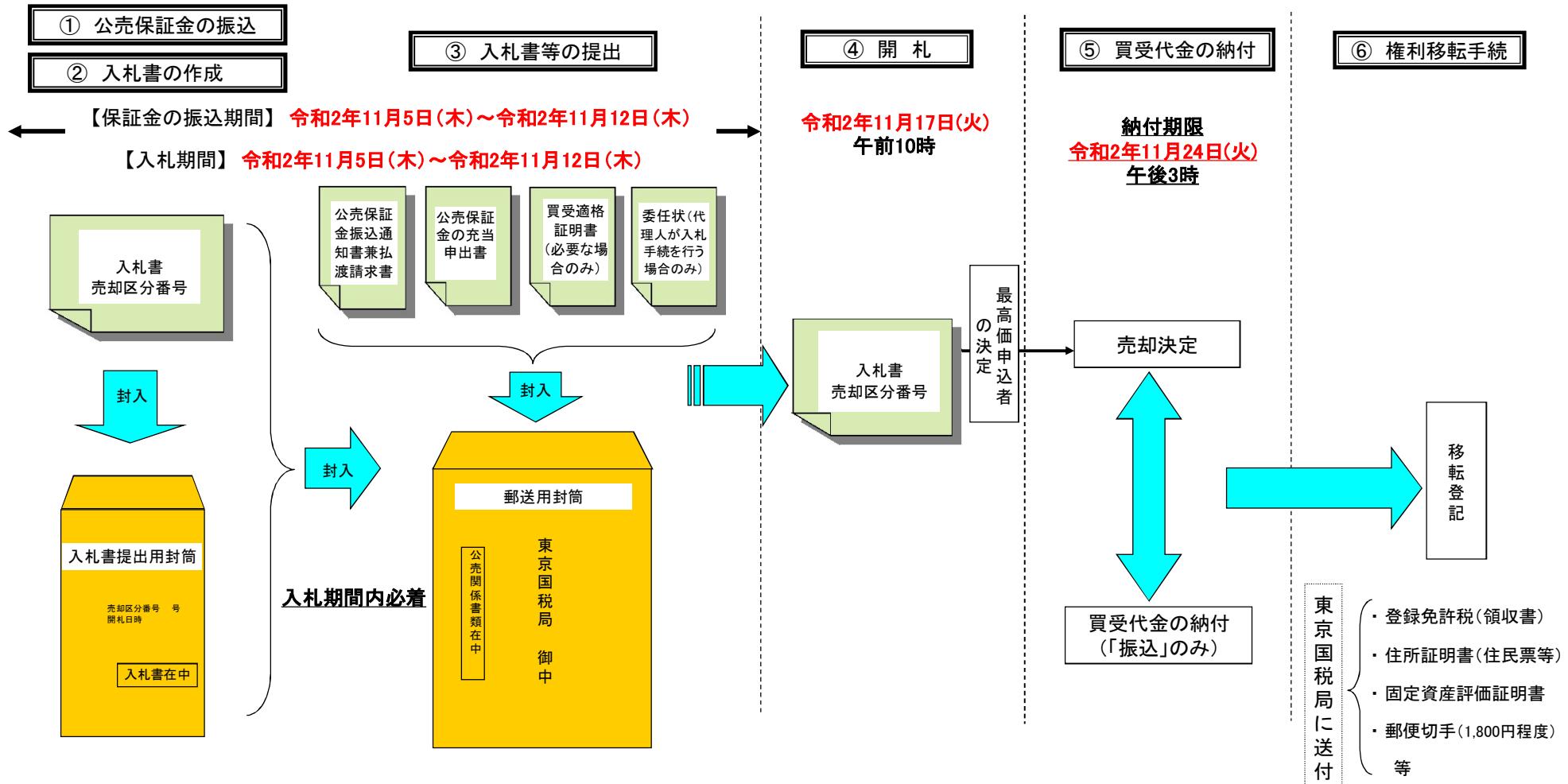
なお、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、国庫に帰属します。

[注意事項]

以下の行為があった場合には、国税徴収法第108条第1項の規定により、その事実があつた後2年間公売への参加が制限される場合があります。

- 1 公売を妨害したり、不正を行った場合
- 2 正当な理由なく、代金の納付の期限までにその代金を納付しなかった場合

期間入札による公売手続きの流れ



期間入札（入札書の提出は郵送に限る。）による公売のご案内

公 売 方 法	入札（入札書の提出は郵送（書留等）に限ります。）
入 札 期 間	令和2年11月5日（木）から11月12日（木）まで 期間内必着
入札書提出（郵送）先	〒104-8449 東京都中央区築地5丁目3番1号 東京国税局 徴収部 特別整理総括第二課 換価担当
公売保証金納付期間	令和2年11月5日（木）から11月12日（木）まで (期間内に入金の確認ができない入札は無効です。)
開 札 日 時	令和2年11月17日（火） 午前10時00分
開 札 場 所	東京都中央区築地5丁目3番1号 東京国税局
売 却 決 定 日 時	令和2年11月24日（火） 午前10時00分
買受代金納付期限（振込）	令和2年11月24日（火） 午後3時00分

※1 入札期間を経過した後に提出（配達）された入札書はすべて無効となりますので、入札書の提出（配達）に当たっては、所要の日数を見込んだ上で郵送（期間内必着）してください。

※2 公売保証金納付期間内に公売保証金の入金が確認できない場合、入札は無効となります。

※3 入札書等の記載に不備がある場合には入札を取消します。入札価額等に誤りがないことを必ず確認してください。

※4 最高の価額である者が2人以上いる場合には、期間入札による方法で追加入札を行います。
追加入札の入札期間等は次のとおりとなります。

- (1) 追加入札の入札期間 : 令和2年11月24日（火）～12月1日（火）
- (2) 開 札 日 時 : 令和2年12月3日（木） 午前10時00分
- (3) 売 却 決 定 の 日 時 : 令和2年12月10日（木） 午前10時00分
- (4) 買受代金納付期限 : 令和2年12月10日（木） 午後 3時00分

問い合わせ先

東京国税局 徴収部 特別整理総括第二課 換価担当

☎03(3542)2111 内線 3304・3306

公売保証金の振込みについての注意事項

- 1 公売保証金の振込みは、期間入札に係る入札者でなければできませんので注意してください。
※ 公売保証金の振込人と期間入札に係る入札者とが異なる場合は、入札が無効となります。
- 2 公売保証金は、期間入札に係る入札期間の満了までに、主任歳入歳出外現金出納官吏の普通預金口座に入金済となることが必要です。この振込みに関しては、必ず「電信」としてください。また、振込手数料については、入札者の負担となります。なお、振込みは令和2年1月5日から令和2年1月12日の期間内にお願いいたします。
注1) 振込みに当たっては、振込者(入札者)の氏名(名称)の前に必ず「売却区分番号」を記載してください。複数の公売財産を入札する場合は、「売却区分番号」ごとに公売保証金を入金(振込み)してください。
(記載例) 「1234-1 国税太郎」 「2345-10 株式会社納稅商事」など
注2) 期間入札に係る入札期間内に、主任歳入歳出外現金出納官吏の普通預金口座への入金が確認できない場合は、入札は無効となります。
- 3 「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の太い枠内を必ず記載するとともに、振込みを依頼した金融機関から交付された「振込金受領書(原本)」を、公売保証金振込通知書兼払渡請求書の所定の位置に貼付し、割印を行ってください。公売保証金の入金の確認後、領収証書を郵送いたします。
公売保証金は、納付後、その取消し又は変更はできませんので、注意してください。
※ 誤って公売保証金を振り込んだ場合は、改めて入札予定の公売物件に係る公売保証金を振り込んでください。
- 4 開札の結果、最高価申込者等とならなかった場合は、公売保証金振込通知書の公売保証金の返還請求欄に記載された金融機関の口座へ振込みにより返還します。
(注) 公売保証金振込通知書兼払渡請求書の「公売保証金の返還請求欄」の「振込先の金融機関名」、「口座番号」及び「氏名(名称)」の各欄を記載するとともに、「預貯金の種別」欄の該当事項を○で囲んでください。
- 5 公売保証金(買受代金)の振込先(主任歳入歳出外現金出納官吏の普通預金口座)は、次のとおりです。

公 売 保 証 金 の 振 込 先	金融機関	三菱UFJ銀行 神田支店
	預金の種類	普通預金
	口座番号	1221621
	口座名義人	東京国税局主任 (トウキョウコクセイ ジョクシユン)

※ この口座は東京国税局の期間入札公売用の振込口座ですので、東京国税局の期日入札公売や税務署等が実施する公売には利用できません。

公売等のスケジュール

【期間入札】

開札会場	公売日等	公売公告日 ※3
東京国税局	入札期間 令和2年11月5日（木）～11月12日（木） 開札日 令和2年11月17日（火）	一般：令和2年10月15日（木）
		農地：令和2年8月7日（金）
東京国税局	入札期間 令和3年1月7日（木）～1月14日（木） 開札日 令和3年1月19日（火）	一般：令和2年12月11日（金）
		農地：令和2年10月15日（木）
東京国税局		
東京国税局		

※1 上記日程はあくまで予定あり、変更となることがありますのでご了承ください。

※2 国税庁HPでの公売情報では、「公売公告・別紙3」の契約書等も確認することができます。

また、東京国税局以外の国税局が実施する公売情報もご覧になれますので、奮ってご活用ください。

※3 公売情報の国税庁HPへの掲載は、公売公告日です。

【国税庁HPのアドレス】 <https://www.nta.go.jp/>

入札書

令和 年 月 日

東京国税局長 殿

入札者	住所 (所在地)	郵便番号						
	
フリガナ							連絡先(電話番号)	
氏名 (名称)								
代理人	住所 (所在地)							
	フリガナ							連絡先(電話番号)
	氏名 (名称)							

下記のとおり入札します。

記

入札を行う公売財産の売却区分番号

入札価額										
百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

【注意事項】

- 1 入札書は、入札を行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 数人が共同して入札する場合には、専用の「共同入札書」を使用してください。
- 4 代理人が入札する場合は、入札に先立って委任状を提出してください。
- 5 入札価額はアラビア数字で明確に記載し、入札価額の頭部には、「¥」を記載してください。
- 6 公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。
- 7 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい入札書を作成してください。
- 8 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。
また、同一人が同一の公売財産について2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効なものとなります。

入札書は、入札書提出用封筒に封入の上、必ず封をして送付してください。
 提出された後は、「入札内容の変更」や「入札の取消し」を行うことができません。
 封をする前に、売却区分番号、金額、住所、氏名等に誤りがないかを、もう一度確認してください。
 なお、入札期間経過後に到着した入札書は無効となりますので、所要の日数を見込んだ上で、
 送付してください。

入 札 書

個人の場合は住民票上の住所を、
法人の場合は登記上の所在地を記載
してください。

東京国税局長 殿

入札書を提出する年月日を
記載してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

入札者	住所 (所在地)	郵便番号							東京都中央区築地5丁目3番1号							
		1	3	4	-	8	4	4	9							
	フリガナ	コクセイショウジカブシキガイシャ ダイヒヨウトリシマリヤク トウキョウイチロウ							連絡先(電話番号)							
氏名 (名称)	国税商事株式会社 代表取締役 東京一郎							××-××××-×××								
代理人	住所 (所在地)	東京都千代田区大手町1丁目3番3号														
		フリガナ	トウキョウ ハナコ							連絡先(電話番号)						
	氏名 (名称)	東京 花子							××-××××-×××							

下記のとおり入札します。

売却区分番号の数字は、アラビア数字で明確に記載してください。

入札を行う公売財産の売却区分番号									
↓ 1234-5									

入札金額の頭部には、「¥」を記載してください。

アラビア数字で明確に記載してください。
 金額が訂正された入札書は無効となりますので、注意してください。

入札価額									
百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十 円
¥		1	2	3	4	5	6	7	8 9

【注意事項】

- 1 入札書は、入札を行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 数人が共同して入札する場合には、専用の「共同入札書」を使用してください。
- 4 代理人が入札する場合は、入札に先立って委任状を提出してください。
- 5 入札価額はアラビア数字で明確に記載し、入札価額の頭部には、「¥」を記載してください。
- 6 公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。
- 7 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい入札書を作成してください。
- 8 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。
 また、同一人が同一の公売財産について2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効なものとなります。

東京国税局長 殿

入札書
(共同入札用)

令和 年 月 日

	住 所 (所在地)	フリガナ	持 分	連絡先
		氏 名 (名 称)		
共同 代表 入札者	-----			
共同 入札者	-----			
代理 人	住 所 (所在地)			
	フリガナ	連絡先 (電話番号)		
	氏 名 (名称)			

※ 共同入札者が6名以上の場合、記載できない共同入札者全員を別紙に記載し、入札書に貼付してから提出してください。

下記のとおり入札します。

記

入札を行う公売財産の売却区分番号	入 札 價 額										
	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

【注意事項】

- 1 入札書は、入札を行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
※ 共有できない公売財産については共同入札はできません。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 入札を行う場合は、入札に先立って共同入札手続等に関する代表者を定め、共同入札代表者の届出書を提出してください。
- 4 共同入札者は、共同で入札に参加される全ての者を記載してください。
また、公売財産の持分についても、事前に入札者間で決定の上、必ず記載してください。
- 5 代理人が入札する場合は、入札に先立って共同入札代表者から委任を受けた委任状を提出してください。
- 6 入札価額はアラビア数字で明確に記載し、入札価額の頭部には、「¥」を記載してください。
- 7 公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。
- 8 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい入札書を作成してください。
- 9 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。
また、同一の公売財産に対し2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効なものとなります。
なお、共同入札者のいずれかが、単独又は共同(他の第三者との共同)を問わず、同一の公売財産に対し別の入札書を提出した場合も、同様の取扱いとなります。

入札書は、入札書提出用封筒に封入の上、必ず封をして送付してください。入札書には共同入札者全員を記載してください。
提出された後は、「入札内容の変更」や「入札の取消し」を行うことができません。
封をする前に、売却区分番号、金額、住所、氏名、持分等に誤りがないかを、もう一度確認してください。
なお、入札期間経過後に到着した入札書は無効となりますので、所要の日数を見込んだ上で、送付してください。

東京国税局長 殿

入札書 (共同入札用)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

	住 所 (所 在 地)								共同入札代表者欄には、共同入札代表者の届出書に記載した者を、記載してください。								入札書を提出する年月日を記載してください。							
共同 代表 入札者	1 0 4 - 8 4 4 9								トキヨウ イチロウ 東京 一郎								1/2							
共同 入札者	1 0 4 - 8 4 4 9								トキヨウ ジロウ 東京 二郎								1/2							
共同 入札者																								
共同 入札者																	共同入札代表者間の持分を記載してください。							
共同 入札者	個人の場合は住民票上の住所を、法人の場合は登記上の所在地を記載してください。																							
共同 入札者																								
代理人	住 所 (所在地)								アラビア数字で明確に記載してください。 金額が訂正された入札書は無効となりますので、注意してください。 また、入札金額の頭部には、「円」を記載してください。															
代理人	フリガナ																							
代理人	氏 名 (名称)																							
※ 共同入札者が5名以上の場合、記載できない共同入札者全員を別紙に記載してください。																								
下記の売却区分番号の数字は、アラビア数字で明確に記載してください。																								
入札を行う公売財産の売却区分番号								1234-5								入 札 価 額								
								百 億	十 意	億	千 万	百 万	十 万	万	千	百	十	円						
								¥	1	2	3	4	5	6	7	8	9							

【注意事項】

- 1 入札書は、入札を行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
※ 共有できない公売財産については共同入札はできません。
 - 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
 - 3 入札を行う場合は、入札に先立って共同入札手続等に関する代表者を定め、共同入札代表者の届出書を提出してください。
 - 4 共同入札者は、共同で入札に参加される全ての者を記載してください。
また、公売財産の持分についても、事前に入札者間で決定の上、必ず記載してください。
 - 5 代理人が入札する場合は、入札に先立って共同入札代表者から委任を受けた委任状を提出してください。
 - 6 入札価額はアラビア数字で明確に記載し、入札価額の頭部には、「¥」を記載してください。
 - 7 公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。
 - 8 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい入札書を作成してください。
 - 9 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。
また、同一の公売財産に対し2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効なものとなります。
なお、共同入札者のいずれかが、単独又は共同(他の第三者との共同)を問わず、同一の公売財産に対し別の入札書を提出した場合も、同様の取扱いとなります。

共同入札代表者の届出書

令和 年 月 日

東京国税局長 殿

共同 入札 者	住 所 (所 在 地)	氏 名 (名 称)	持分	印鑑
 -			
 -			
 -			
 -			
 -			

※ 共同入札者が6名以上の場合、記載できない共同入札者全員を別紙に記載し、共同入札代表者の届出書に貼付してから提出してください。

令和 年 月 日開札の公売において、次の公売財産の入札に当たり、共同入札者全員を代表し入札手続等を行う者(入札書等の提出者、公売保証金及び買受代金の領収証書のあて名となる者等)として、次のとおり共同入札代表者を定めたので、届けます。

公 売 財 産	入 札 を 行 う 公 売 財 産 の 売 却 区 分 番 号

共同 入札 代表 者	住 所 (所 在 地)	氏 名 (名 称)

【注意事項】

- 共同入札代表者の届出書は、入札を行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
※ 共有できない公売財産については共同入札はできません。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 共同入札者は、共同で入札に参加される全ての者を記載し、押印してください。
また、公売財産の持分についても、事前に入札者間で決定の上、必ず記載してください。
- 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい共同入札代表者の届出書を作成してください。

共同入札代表者の届出書

提出する年月日を記載してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東京国税局長 殿

(届出者)

共同 入札 者	住 所 (所在 地)	氏 名 (名 称)	持分	印鑑
	1 0 4 - 8 4 4 9 東京都中央区築地5丁目3番1号	東京 一郎	1/2	
1 0 4 - 8 4 4 9 東京都中央区築地5丁目3番1号	東京 二郎	1/2		
<p>個人の場合は住民票上の住所を、法人の場合は登記上の所在地を記載してください。</p> <p>共同入札者間の持分を記載してください。</p> <p>開札年月日を記載してください。</p> <p>共同入札者全員について記載してください。</p> <p>共同入札者全員の印鑑を押なつしてください。</p>				

※ 共同入札者が6名以上の場合、記載できない共同入札者全員を別紙に記載し、
該別紙を本入札書の裏面に貼付してください。

公 売 財 産	入札を行う公売財産の売却区分番号
	1234-5 ←

共同 入札 代表者	住 所 (所 在 地)	氏 名 (名 称)
	東京都中央区築地5丁目3番1号	東京 一郎

【注意事項】

- 個人の場合は住民票上の住所を、法人は登記上の所在地を記載してください。

 - 共同入札代表者の届出書は、入札を行う公売財産についてのみ提出して下さい。
※ 共有できない公売財産については共同入札はできません。
 - 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
 - 共同入札者は、共同で入札に参加される全ての者を記載し、押印してください。
また、公売財産の持分についても、事前に入札者間で決定の上、必ず記載してください。
 - 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい共同入札代表者の届出書を作成してください。

公売保証金振込通知書兼払渡請求書

次の売却区分番号に係る公売財産の入札又は買受申込みを行うに当たって、公売保証金を金融機関への振込みにより納付しました。

入札又は買受申込みを行う 公売財産の売却区分番号	—					
公売保証金振込者名 ① 公売保証金の振込者名と入札者 又は買受申込者は、同一の者でなければなりません。 ② 法人の場合は、その所在地、 名称及び代表者名を記載してください。	住所又は所在地	電話番号				
	フリガナ 氏名又は名称	印				
	フリガナ 代表者名	印				
公売保証金の返還請求 入札者又は買受申込者本人の 口座を記載してください。	公売保証金の返還事由が生じたときは、この保証金について、次の口座へ振込みによる払渡しを 請求いたします。					
	氏名（名称）					印
	振込先の 金融機関名	銀行・組合 金庫・農協・漁協				本店・本所 支店・支所
	預貯金の種別	普通・当座・貯蓄・通知・別段				
口座番号						
整 理 欄	受付年月日	令和 年 月 日		取扱者印		
	受入（振込確認）年月日	令和 年 月 日		取扱者印		
	払出手年月日	令和 年 月 日		取扱者印		
	支払年月日	令和 年 月 日		取扱者印		

(注) 入札者又は買受申込者は、太い枠内を必ず記載してください。

割
印

金融機関の証明書（振込金受取書）の貼付箇所

割
印

公売保証金を指定の金融機関の口座に振り込んだ旨の証明として、振込みを依頼した金融機関から交付を受けた「振込金受取書」の原本を、この枠内に貼り付けて提出してください。
なお、貼付けに当たっては、剥がれないように確実に貼り付けた上、割印をしてください。
また、振込みに当たっては、金融機関の注意事項をよく読んで、間違いのないようにしてください。

公売保証金の振込みについての注意事項

- 1 公売保証金振込通知書兼払渡請求書は、入札又は買受申込みを行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
- 2 公売保証金振込者は、公売の入札者又は買受申込者でなければなりません。
※ 公売保証金振込者と入札者又は買受申込者とが異なる場合は、入札又は買受申込みが無効となります。
- 3 公売保証金は、執行機関が定める期限までに、指定の金融機関の口座に入金済とされていなければなりません。
なお、振込手数料については、入札者又は買受申込者の負担となります。
※ 執行機関が定める期限までに、指定の金融機関の口座への入金が確認できない場合は、入札又は買受申込みができませんので、振り込みは、なるべく「電信」又は「至急扱い」としてください。
- 4 この書類を提出した場合は、記載された売却区分番号に係る公売財産の公売保証金を現金等により納付したことの証明となります。
なお、公売保証金は、納付後、その取消し又は変更ができませんので、注意してください。
※ 誤って公売保証金を振り込んだ場合は、改めて買受申込み予定の公売物件にかかる公売保証金を振り込んでください。
なお、誤って振り込んだ公売保証金につきましては、後日返還いたします。
- 5 最高価申込者等とならなかった場合など、公売保証金を返還する事由が生じた場合は、「公売保証金の返還請求」欄に記載された金融機関の口座への振込みにより返還します。
なお、別途、「払渡請求書（領収証書）」を提出していただく場合がありますので、執行機関から送付された場合は、必要事項を記載の上、速やかにご返送ください。
※ 公売保証金は買受申込者に返還しますので、「公売保証金の返還請求」欄に記載する預金口座は、買受申込者本人名義の口座を誤りのないように記載してください。

公売保証金振込通知書兼払渡請求書					
次の売却区分番号に係る公売財産の入札又は買受申込みを行うに当たって、公売保証金を入札者と同一でなければなりません。					
入札又は買受申込みを行う 公売財産の売却区分番号	1234-5				
公売保証金振込者名 ① 公売保証金の振込者名と入札者は、同一の者でなければなりません。 ② 法人の場合は、その所在地	住所又は所在地 フリガナ 氏名又は名称	東京都中央区築地5丁目3番1号 コクセイショウジカブシキガイシャ 国税商事株式会社			
		電話番号 フリガナ 氏名	××-XXXX-XXXX 印 印		
売却区分番号の数字は、アラビア数字で明確に記載してください。					
公売保証金の返還請求 入札者本人の口座を記載してください。					
氏名（名称） 国税商事株式会社 代表取締役 東京一郎 印					
振込先の金融機関名 預貯金の種別 口座番号					
9 8 7 6 5 4					
整理	受理年月日 受入（振込確認）年月日	令和 年 月 日 令和 年 月 日	取扱 該当事項を○で 囲んでください。	備考欄 必ず押印してください。	
			取扱者印	個人の場合は上段のみ、 法人の場合は下段のみに押 印してください。	
(注) 入札者は、太い枠内を必ず記載してください。					

割印		金融機関の証明書（振込金受取書）の貼付箇所	
割印を2箇所に押印してください。		必ず原本を貼り付けてください。	
公売保証金を指定の金融機関の口座に振り込んだ旨の証明として、振込みを依頼した金融機関から交付を受けた「振込受取書」の原本を、この枠内に貼り付けて提出してください。 なお、貼付けに当たっては、剥がれないように確実に貼り付けた上、割印をしてください。 また、振込みに当たっては、金融機関の注意事項をよく読んで、間違いのないようにしてください。			

公売保証金の振込みについての注意事項

- 公売保証金振込通知書兼払渡請求書は、入札又は買受申込みを行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
- 公売保証金振込者は、公売の入札者又は買受申込者でなければなりません。
※ 公売保証金振込者と入札者又は買受申込者が異なる場合は、入札又は買受申込みが無効となります。
- 公売保証金は、執行機関が定める期限までに、指定の金融機関の口座に入金済とされていなければなりません。
なお、振込手数料については、入札者又は買受申込者の負担となります。
※ 執行機関が定める期限までに、指定の金融機関の口座への入金が確認できない場合は、入札又は買受申込みができませんので、振り込みは、なるべく「電信」又は「至急扱い」としてください。
- この書類を提出した場合は、記載された売却区分番号に係る公売財産の公売保証金を現金等により納付したことの証明となります。
なお、公売保証金は、納付後、その取消し又は変更ができませんので、注意してください。
※ 誤って公売保証金を振り込んだ場合は、改めて買受申込み予定の公売物件にかかる公売保証金を振り込んでください。
なお、誤って振り込んだ公売保証金につきましては、後日返還いたします。
- 最高価申込者等とならなかった場合など、公売保証金を返還する事由が生じた場合は、「公売保証金の返還請求」欄に記載された金融機関の口座への振込みにより返還します。
なお、別途、「払渡請求書（領収証書）」を提出していただく場合がありますので、執行機関から送付された場合は、必要な事項を記載の上、速やかにご返送ください。
※ 公売保証金は買受申込者に返還しますので、「公売保証金の返還請求」欄に記載する預金口座は、買受申込者本人名義の口座を誤りのないように記載してください。

印

令和 年 月 日

東京国税局 殿
歳入歳出外現金出納官吏

(請求人)

住所又は所在地

氏名又は名称

印

公売保証金の充当申出書

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間入札において、次の公売財産の入札に当たり、売却決定日に私（請求人）に対し売却決定が行われた場合、納付した公売保証金については、買受代金に充ててください。

入札を行う公売財産の売却区分番号

（注） 公売保証金の充当申出書は、入札を行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。

東京国税局 殿
歳入歳出外現金出納官吏

〔捨て印〕

印

捨て印を押印してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

公売保証金の充当申出書を提出する年月日を記載してください。

個人の場合は住民票上の住所を、法人の場合は登記上の所在地を記載してください。

(請求人)

住所又は所在地 東京都中央区築地

5丁目3番1号

氏名又は名称

国税商事株式会社
代表取締役 東京一郎

印

入札を行う公売財産ごとに作成してください。

公売保証金の充当申出書

公売の入札期間を記載してください。

令和●年●月●日から令和●年●月●日までの期間入札において、次の公売財産の入札に当たり、売却決定日に私（請求人）に対し売却決定が行われた場合、納付した公売保証金については、買受代金に充ててください。

入札を行う公売財産の売却区分番号

1234-5

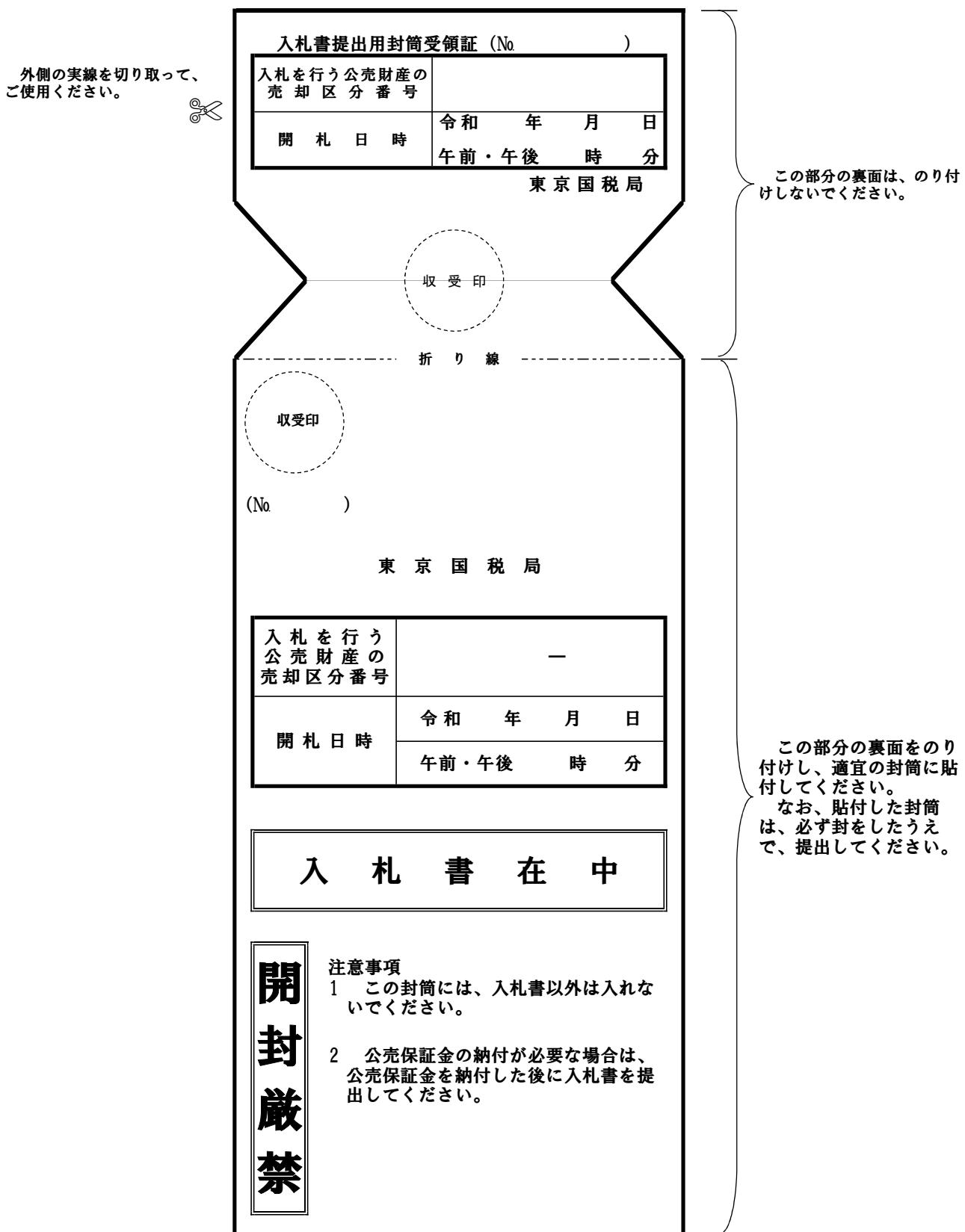
売却区分番号の数字は、アラビア数字で明確に記載してください。

（注） 公売保証金の充当申出書は、入札を行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。

入札書提出用封筒（期間入札の方法による公売用）

入札書提出用封筒は、期間入札による公売に付された公売財産に対し提出された入札書を、開札までの間、封印しておるために使用します。適宜の封筒に貼付の上、東京国税局（特別整理総括第二課）へ提出してください。

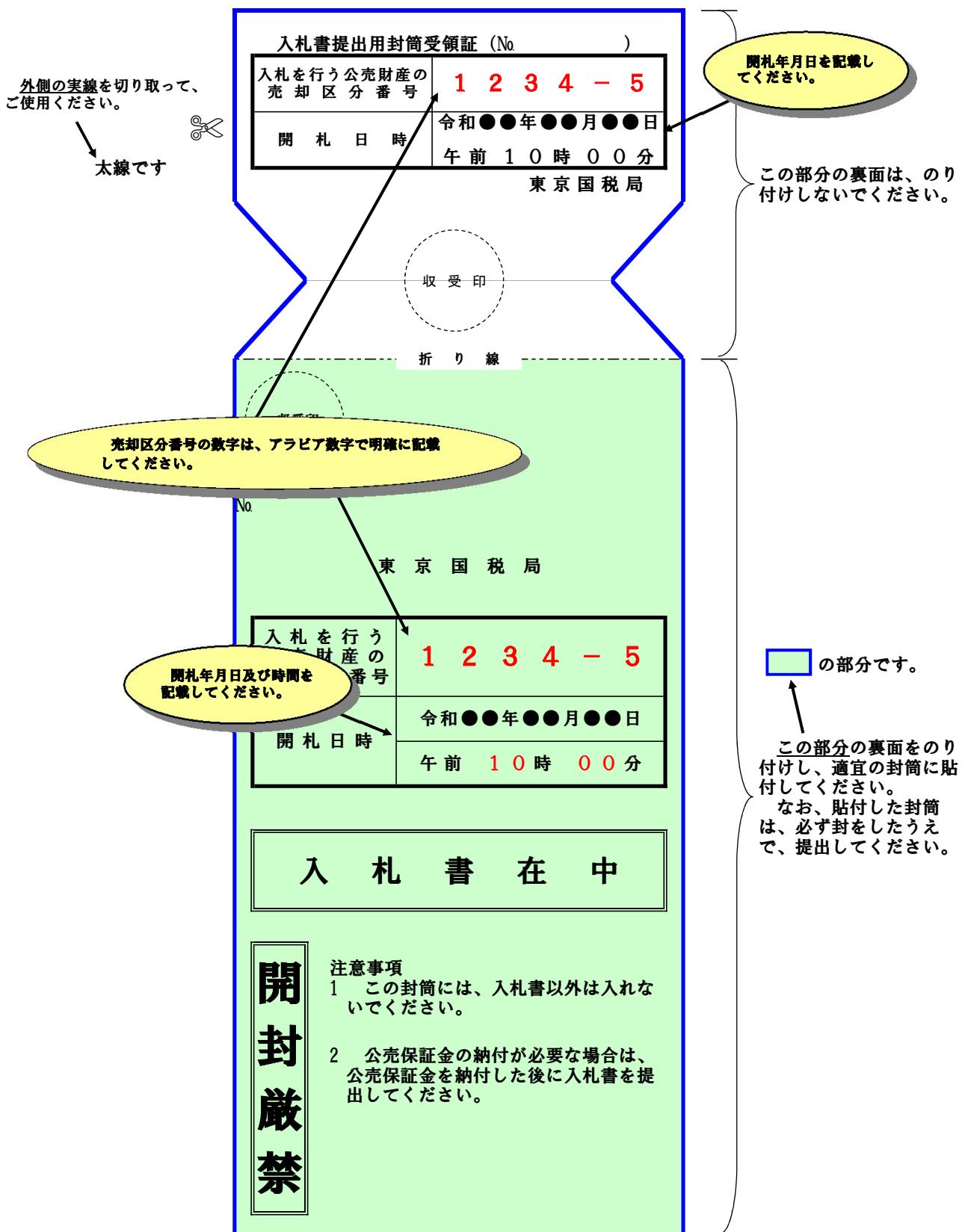
なお、入札書提出用封筒に封入できる入札書は一通のみですので、複数の公売財産に対し入札される場合は、公売財産ごとに、入札書を入札書提出用封筒に封入してください。



入札書提出用封筒（期間入札の方法による公売用）

入札書提出用封筒は、期間入札による公売に付された公売財産に対し提出された入札書を、開札まで の間、封印しておるために使用します。適宜の封筒に貼付の上、東京国税局（特別整理総括第二課）へ 提出してください。

なお、入札書提出用封筒に封入できる入札書は一通のみですので、複数の公売財産に対し入札される 場合は、公売財産ごとに、入札書を入札書提出用封筒に封入してください。



《委任状記載例》

令和〇〇年〇〇月〇〇日

委任状

東京国税局長 殿

委任者が個人の場合は住民票上の住所・氏名を、
法人の場合は登記上の所在地・名称と代表者名
を記載してください。

(委任者) 住所 (所在地)

氏名 (名称)

TEL ()

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任いたします。

④

実印又は代表者
印を押印してく
ださい。

記

(受任者) 住所 (所在地)

氏名 (名称)

TEL ()

受任者が個人の場合は住民票上の住所・
氏名を、法人の場合は登記上の所在地・
名称と代表者名を記載してください。

【委任事項】

令和●年●月●日開札の公売（売却区分番号××××-×）に関する

1 入札手続に関する権限

入札を希望する売却区分番号
を記載してください。

2 公売保証金の納付の権限及び受領に関する権限

3 公売保証金の充当に関する権限

4 買受代金の納付に関する権限

5 公売財産の受領に関する権限

6 上記1～5に附帯する一切の権限

令和 年 月 日

委 任 状

東京国税局長 殿

(委任者) 住所 (所在地)

氏名 (名称)



TEL ()

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任いたします。

記

(受任者) 住所 (所在地)

氏名 (名称)

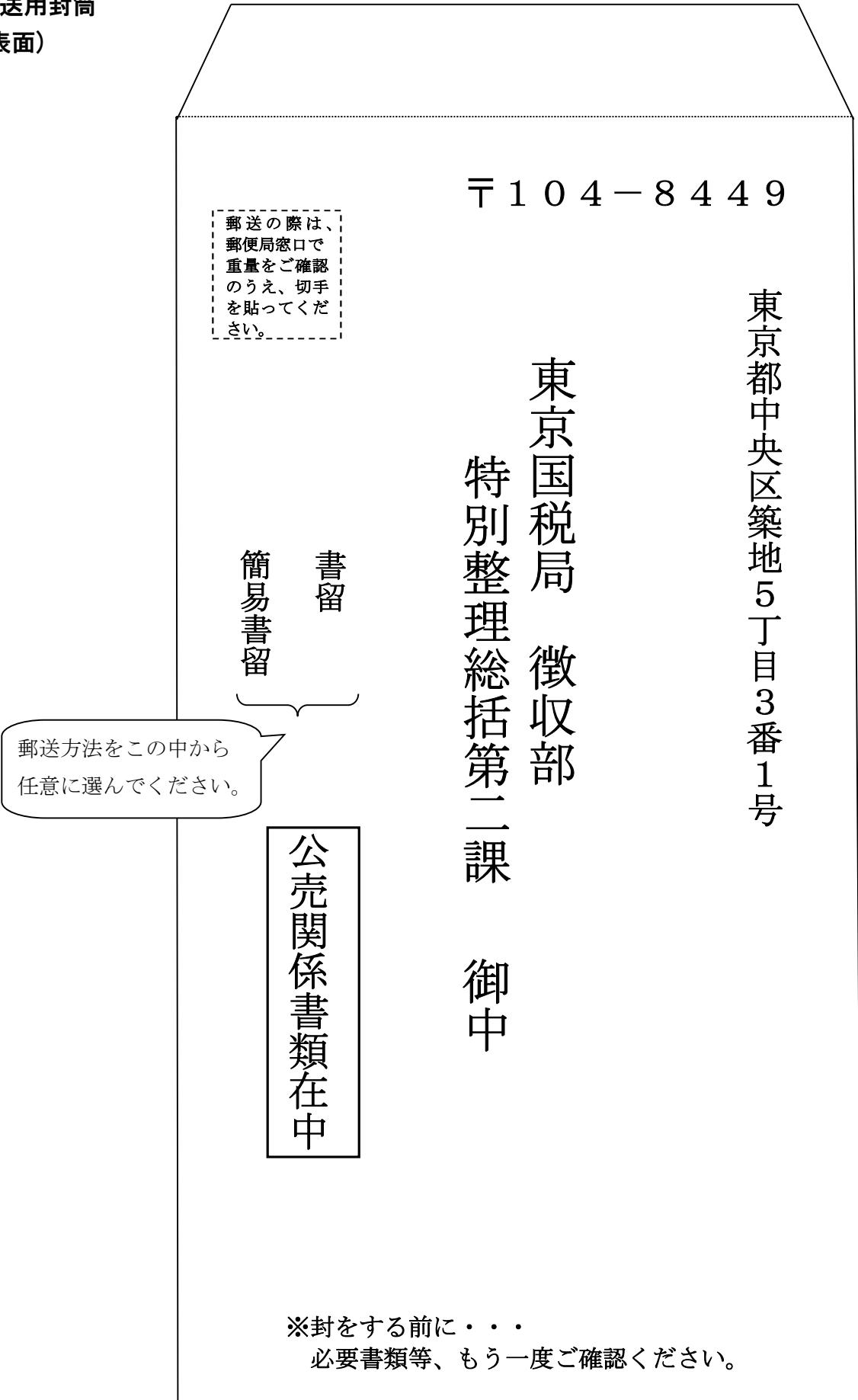
TEL ()

【 委任事項 】

令和 年 月 日開札の公売（売却区分番号 - ）に関する

- 1 入札手続に関する権限
- 2 公売保証金の納付の権限及び受領に関する権限
- 3 公売保証金の充当に関する権限
- 4 買受代金の納付に関する権限
- 5 公売財産の受領に関する権限
- 6 上記1～5に附帯する一切の権限

郵送用封筒
(表面)



(裏面)

★入れ忘れた書類がないか、最後に確認してください。

提出していただくもの

国税局
整理欄

確認	書類名		国税局 整理欄
共通	<input type="checkbox"/> 入札書（共同入札の場合は共同入札書） (入札書提出用封筒に封入してください。)		
	<input type="checkbox"/> 公売保証金振込通知書 (金融機関の振込証明書の原本を貼付してください。)		
	<input type="checkbox"/> 公売保証金の充当申出書		
代理	<input type="checkbox"/> 委任状(代理人が入札する場合)		
共同入札	<input type="checkbox"/> 共同入札書 (入札書提出用封筒に封入してください。)		
	<input type="checkbox"/> 共同入札代表者の届出		
農地	<input type="checkbox"/> 買受適格証明書(公売財産が農地の場合)		

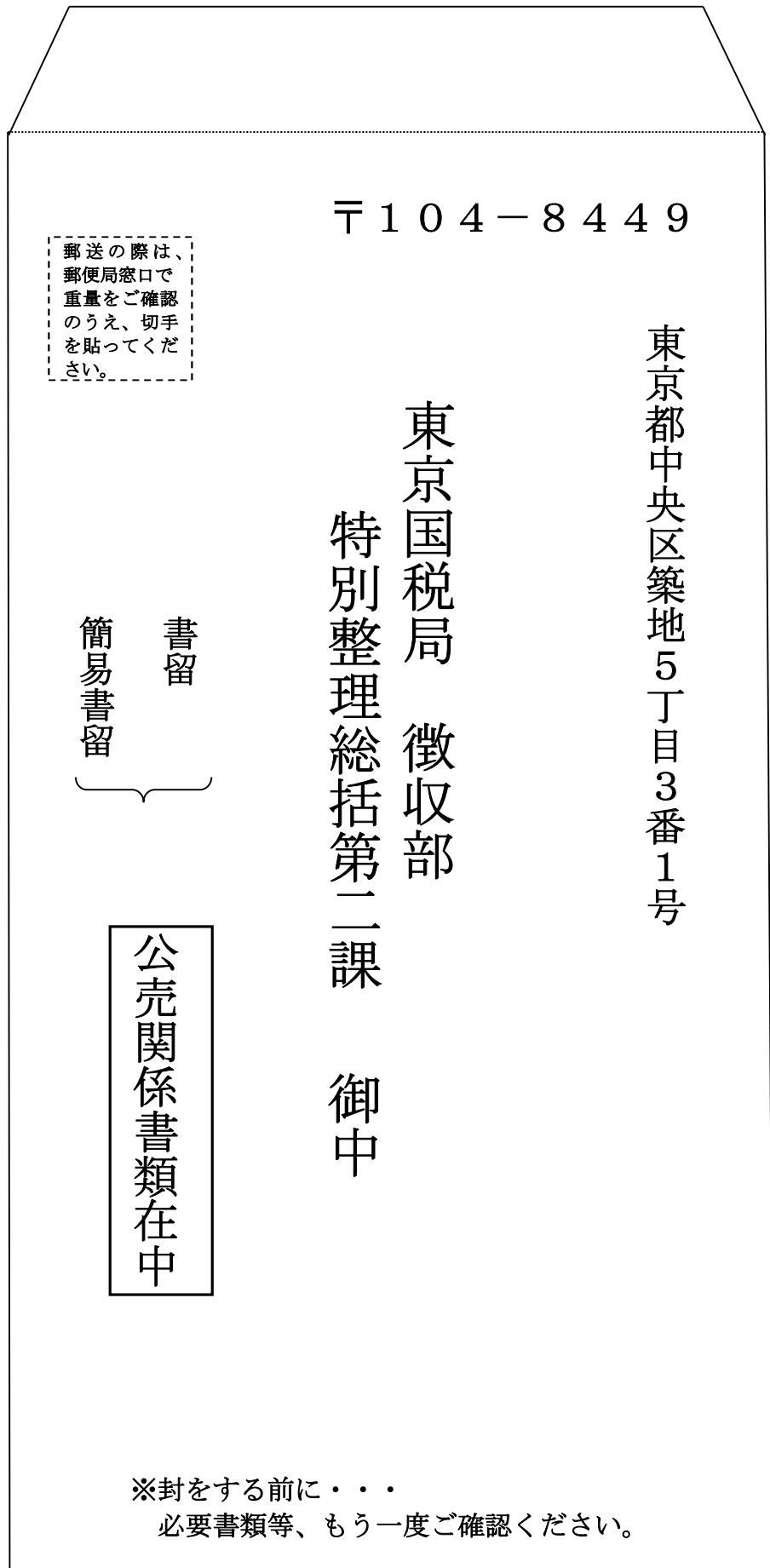
※ 上記「提出していただくもの」を同封の上、「書留」・「簡易書留」のいずれかの方法で郵送してください。また、入札書提出用封筒受領書が必要な方は、住所・宛名を記入した返信用封筒に84円切手を貼って同封してください。

【差出人】

(住所) 〒	
(氏名又は名称)	
(電話番号)	会社又は自宅： 携帯電話：

現金・小切手の同封厳禁！

郵送用封筒
(表面)



(裏面)

提出していただくもの			国税局 整理欄
	確認	書類名	
共通	<input type="checkbox"/>	入札書（共同入札の場合は共同入札書） (入札書提出用封筒に封入してください。)	
	<input type="checkbox"/>	公売保証金振込通知書 (金融機関の振込証明書の原本を貼付してください。)	
	<input type="checkbox"/>	公売保証金の充当申出書	
代理	<input type="checkbox"/>	委任状(代理人が入札する場合)	
共同入札	<input type="checkbox"/>	共同入札書 (入札書提出用封筒に封入してください。)	
	<input type="checkbox"/>	共同入札代表者の届出	
農地	<input type="checkbox"/>	買受適格証明書(公売財産が農地の場合)	

※ 上記「提出していただくもの」を同封の上、「書留」・「簡易書留」のいずれかの方法で郵送してください。また、入札書提出用封筒受領書が必要な方は、住所・宛名を記入した返信用封筒に84円切手を貼って同封してください。

【差出人】

(住 所) 〒	
(氏名又は名称)	
(電話番号)	会社又は自宅： 携帯電話：

現金・小切手の同封厳禁！